

～65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります～

介護保険料は、介護保険の運営にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する割合に応じて基準額が決まります。所得の低い人に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まり、3年ごとに見直されることになっています。みんなで制度を支え合う、大切な財源です。より安心して介護サービスを利用できるよう、ご協力をお願いいたします。

所得段階	対 象 者	算定方法	平成23年度 介護保険料額	平成24～26年度 介護保険料額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額 × 0.5	20,400円 (1,700円)	23,400円 (1,950円)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	20,400円 (1,700円)	23,400円 (1,950円)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額 × 0.75	30,600円 (2,550円)	35,100円 (2,925円)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額	40,800円 (3,400円)	46,800円 (3,900円)
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	51,000円 (4,250円)	58,500円 (4,875円)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額 × 1.5	61,200円 (5,100円)	70,200円 (5,850円)

※保険料額:上段が年額、下段()が月額